

平成 22 年 度

新 温 泉 町 教 育 構 想

新温泉町教育委員会

生涯にわたって生き生きと輝く教育をめざす

<新温泉町のめざす人づくり>

- ・ふるさとを愛し人と自然にやさしく未来を切り拓く人
- ・夢や希望を持ち自ら進んで学び続ける人
- ・心も体も健康で豊かな人間関係を築く人

<最重点目標>

基 本 的 生 活 習 慣 の 定 着
～ あ い さ つ ・ そ う じ ・ あ と し ま つ ～
(生 活 が 落 ち 着 く と 学 習 意 欲 も 向 上 す る)

かつて、アメリカのニューヨーク元市長のジュリアーニ氏は「ブローケンウインドウズ理論」(破れ窓の理論)に基づいた町づくりを実践し安全な町へと導いていった。これは小さな犯罪を見逃さないことによって大きな犯罪から町を守ったのである。これは、いかに基礎基本を大切にすることが大切であるかを如実に物語っている。

参考 <兵庫県教育委員会の基調>

元 気 兵 庫 へ こ こ ろ 豊 かな 人 づ くり
～夢や志を抱き未来を切り拓く子どもたちの「生きる力」をはぐくむ～

<ひょうご教育創造プラン> (平成 21 年度～平成 25 年度) 平成 21 年 6 月策定

1 知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自らの夢や志の実現に努力する人

心身ともに健康で、幅広い知識や教養を身に付け、豊かな情操や道徳心、命や自然を大切にすることを養うとともに、望ましい勤労観や職業観をはぐくみ、生涯にわたって個性や資質能力を磨き、志をもって自らの未来を切り拓く力を培う。

2 ふるさとを愛し、互いに支え合い協力しながら明日の兵庫を切り拓いていく人

思いやりや寛容の心をもって多様な人々と共生する態度を養うとともに、地域の課

題の解決に参画するなど、震災の教訓を踏まえ、地域の人々と手を携えながらふるさと兵庫の発展に貢献する力を培う。

3 社会の構成員として自覚と責任をもって主体的に行動し、日本の未来を担う人

一人一人が社会を構成する一員としての責任を自覚し、公共の精神や人権尊重の精神に基づき、よりよい社会づくりに向けて主体的に行動する力を培う。

4 我が国の伝統と文化を基盤として、世界に通用する力を培い、高い志をもって国際社会に貢献できる人

伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、他国を尊重する態度を養うとともに、幅広い知識や教養、柔軟な思考力に基づく判断力や想像力、コミュニケーション能力を培い、国際社会の平和や発展に貢献する力を培う。

<重点課題>

1. 自立的に生きる力を培い、創造性を伸ばす教育の推進

子どもたちが自立して社会で生き、創造性を伸ばし、豊かな人生を送るためには、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」などの「生きる力」をはぐくむことが重要である。

子どもたちに「確かな学力」を身に付けさせるには、基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等をバランスよく伸ばしていくとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことが大切である。

①学習指導

児童生徒に確かな学力を身に付けさせるためには、基礎的・基本的な知識・技能と、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等をバランスよく伸ばすとともに、主体的に学習に取り組む態度を育成する。

②情報教育

児童生徒の発達の段階に応じ、コンピュータや情報通信ネットワーク等を使って、情報を主体的に収集、選択、整理し、有効に活用したり、発信したりする能力や、情報社会に参画する態度などの情報活用能力の育成に努める。特に情報の信頼性・信憑性について意識させるとともに、情報モラルに関する指導の充実に努める。

③進路指導（キャリア教育、職業教育）

社会的・職業的自立に向けた確かな基礎を育む観点から、家庭や地域との連携のもと、児童生徒の個性の伸長に努め、自己実現をめざした勤労観、職業観を育成するキャリア教育に取り組む。

その中で、人間としての在り方生き方に関する指導という観点に立って、進路指導の

充実を図り、児童生徒が将来に対する目的意識を持ち、それぞれの目標を達成するために必要な知識や技能を身に付け、自らの意志と責任で主体的に進路を選択し決定できる能力や態度を育成する。

④道徳教育

人間尊重の精神や生命に対する畏敬の念を培い、具体的な生活の中に生かせるよう、幼児児童生徒の内面に根ざした道徳性の育成に努めるとともに、未来に向けて人生や社会を切り拓く実践的な力を養う。また、人間としてよりよく生きるための基本的な心構えや行動の仕方について、体験的・実践的な活動を通して学ばせる。

⑤伝統と文化に関する教育

国際社会の中で主体性をもって生きていくうえで求められる、日本の伝統や文化についての理解や、それらを尊重しながら、豊かな文化の創造を図ろうとする態度を育てるため、各教科や特別活動等の学校の教育活動や、地域と連携した取り組みなどを通して、日本の伝統や文化に、より一層触れることができるようにする。

また、芸術文化に親しみ、感性を高め、豊かな情操を養うことにより、生涯にわたって芸術を愛好する態度や心情をはぐくむ。

⑥体育・スポーツ活動、食育をはじめとした健康教育

体育・スポーツ活動を実践する楽しさや喜びを体験させ、豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育て、体力の向上を図る。

また、子どもたちが抱える心身の健康課題に適切に対応し、生涯を通じて健康で安全な生活を送るための基礎を培うとともに、「食」が子どもたちの心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼすことを認識し、家庭や地域と連携して取り組む。

⑦特別支援教育

通常の学級に在籍する、LD、ADHD、高機能自閉症等を含めた障がいのある幼児児童生徒のライフサイクルを見通し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、一人一人の教育的ニーズを把握し、きめ細かく適切な教育的支援を行い、社会の一員として可能な限り主体的に生活を営むことができる力を学校教育全体の中で育成する。また、特別支援教育への理解・啓発を図るとともに、人権教育の観点も踏まえ、障がいのない幼児児童生徒等との交流及び共同学習や地域の人々との交流活動を積極的に推進する。

2 「体験教育」をはじめ特色ある教育の推進

地域における人間関係の希薄化などが進む中で、子どもたちに豊かな人間性や社会性

などをはぐくむためには、自然体験や社会体験などの体験活動を充実することが求められる。体験活動を通して子どもたちに困難にくじけずたくましく生きる力をはぐくむ教育を推進する。

小学生の「環境体験事業」や「自然学校」、中学生の「トライやる・ウィーク」、特別支援学校の「YU・らいふ・サポート事業」等の体験活動を発達の段階を踏まえ体系的に実施する兵庫型「体験教育」を一層推進する。

①体験活動

児童生徒の発達の段階に応じた体験活動を実施することにより、児童生徒が自ら学び、考え、体得する教育を推進する。このため、自然体験活動や、ボランティア活動等の社会体験活動を通して、自尊感情を育み、個性の伸長を図るとともに、命の大切さや思いやりの心、規範意識の涵養など、「心の教育」の充実を図る。

さらに、人間としての在り方生き方への自覚を深め、自己を生かす態度を養うなど、社会的自立への基礎を培う。

②環境教育

「兵庫県環境学習環境教育基本方針」に基づき、すべての幼児児童生徒が自然とのふれあいや身近な生活の中での気づきや発見をきっかけとして、環境について幅広く関心を持ち理解を深めるとともに、自然に対する感性や命を尊ぶ心をはぐくむ。

また、学習と実践を一体的に展開することにより、命を尊び、自然や環境を大切にす
る価値観を身に付け、科学的な考察を通して、次世代に継承する環境適合型社会の実現に向けて主体的に行動する実践力を養う。

③防災教育

震災から15年が経過し、震災の記憶の風化が懸念される中、これまでの取り組みを踏まえ、命の尊さや助け合いの大切さ、ボランティア活動の重要性など、震災から得た貴重な教訓を語り継ぎ、子どもたちに人間としての在り方生き方を考えさせるとともに、地域の特性に起因する様々な自然災害にも対応できる力を身に付けさせることをめざした防災教育を推進する。

また、災害に強い、安全で安心な地域社会の構築のため、学校・家庭・地域の果たす役割を明確にし、学校防災体制の充実を図る。

④人権教育（学校教育、社会教育）

「人権教育基本方針」に基づき、すべての幼児児童生徒が、様々な体験活動や交流を通して人権尊重、とりわけ人権共存の考え方への理解を深め、自己実現と「共に生きる社会」の構築に向け、主体的に取り組もうとする意欲や態度を育成する。また、家庭・

地域・職場などにおいて、人権の尊重が文化として根付いていくまちづくりを推進する。

推進にあたっては、同和問題が人権問題の重要な柱であるにとらえつつ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人をはじめとした人権にかかわる今日的な課題の解決に向けて、推進体制を確立し教育の主体性、中立性を堅持しつつ計画的・総合的に取り組む。

⑤多文化共生社会の実現をめざす教育

国際化が進展する社会において、人権尊重を基盤に、相互理解に基づく多文化共生という視点を持ち、国際理解教育を推進する。その中で自国の伝統・文化を理解し尊重するとともに、異文化に敬意をはらい異なる文化をもつ人々と共生することができ、自らの考えや意見を述べ主体的に行動できる態度や能力を育成する。

3 子どもたちの学びを支えるため、学校・家庭・地域の連携の強化

学校、家庭、地域のそれぞれが、子どもたちの成長にかかわる当事者としての自覚と責任を持ち、相互に連携・協力し、一体となって子どもたちの教育に取り組み、社会全体で子どもをはぐくむため、地域教育推進事業や学校支援地域本部事業等を実施する。そしてこうした取り組みを踏まえ、家庭や地域が学校の教育活動や運営に参画しやすい仕組みづくりについて研究を進める。

さらにPTAや地域ボランティア、NPO等の支援を得ながら、地域や学校の実態に応じた学校・家庭・地域の連携・協力体制を強化し、特色ある教育を一層推進する。

①家庭と地域の教育力

教育の原点は家庭教育であることを再認識し、子どもの成長に親自身も学び育つ親学習の充実を図る。また、学校・家庭・地域が果たすべき教育的機能を十分に発揮することができるよう三者が緊密に連携し、家庭や地域の教育力の向上を図り、社会全体で子どもに豊かなところなどの「生きる力」をはぐくむ環境づくりに努める。

4 子どもたちが安心して学べる環境づくり、信頼される学校づくりの推進

学校への信頼の確立には、一人一人の教職員の資質能力の向上と、すべての教職員の協働による学校の組織の強化が不可欠である。

教職員は、子どもたちはもちろん保護者や地域の人々から寄せられる期待や信頼に応えられるよう、教育の専門家としての自覚を高め、常に学び続ける向上心を持って、学習指導や生徒指導をはじめとする実践的指導力の向上に努めることが重要である。

このため、教職員が、県教育委員会等の実施するライフステージに応じた研修なども活用しつつ、意欲を持って研究・実践に取り組むとともに、各学校においても学校の課題に応じた研修を計画的に実施することが必要である。

①教職員の協働体制

校園長のリーダーシップのもと、「教職員の勤務時間適正化対策プラン」を踏まえ、校務分掌の見直しや会議等の精選、校務の情報化を図るなど組織をあげて効率的な学校運営に努め、子どもたちと向き合う時間をできるだけ多く持ち、こころの通いあう教育を推進する。

また、セクシャルハラスメントなどのない、一人一人の教職員が意欲を持って職務に取り組める環境づくりを進める。

②教職員としての資質と実践的指導力

教職員としての使命感と高い倫理観を保持するとともに、豊かな人間性の涵養に努め、専門性と実践的指導力の向上や、社会の変化に対応した教育観を培うことをめざして、研究と修養に努める。

教員免許の更新等の様々な機会を捉えて、自らの教職生活を振り返るとともに、最新の知識・技能を身に付け、新たな思いで子どもたちに向き合う。

③開かれた学校づくり

学校が家庭・地域と連携・協力して地域全体として子どもたちの成長を支えていくため、学校は、自らの教育活動について積極的に情報を提供するとともに、学校評価を実施し、その結果を公表するなど開かれた学校づくりを一層推進し、保護者や地域の人々からの信頼の確立に努める。

④学校安全と危機管理体制

子どもたちが安全な環境の中で、安心して学校生活を送れるよう、学校はもとより、家庭や地域と連携し、子どもたちの安全を確保するとともに、安全教育推進の組織づくりや指導内容・指導方法の充実に努める。

また、校長のリーダーシップのもと、学校の危機管理体制を確立するとともに、教職員の危機対応に関する知識・技能の向上を図る。

⑤児童生徒理解に基づく生徒指導

一人一人の児童生徒の内面的理解に基づく指導の大切さを認識し、人間的なふれあいを通して心のきずなを深める。また、すべての教育活動を通して児童生徒の社会性を培い、自立心や自律性をはぐくむ。とりわけ、重要課題となっているいじめ・不登校・暴力行為等については、学校・家庭・地域が連携を密にし、その未然防止、早期発見、早期対応に努める。

また、今年度新たに設置された「こども相談室（仮称）」を有効に活用する。

5 だれもが生きがいをもって地域社会に参画する生涯学習社会づくりの推進

人々の学習ニーズがますます高度化、多様化する中で、生涯にわたり自己実現をはかり、生涯のあらゆる時期に学習機会を選択して学べるよう、さまざまな学習機会の提供と学習者への支援体制の整備が求められている。

このため、社会教育関係者の資質能力の向上に努め、生涯学習に関する積極的な情報提供など学習への支援体制を整備するとともに、読書ボランティアの養成など学びの成長を生かす取組みを進める。

また、地域に根ざしたスポーツクラブ21などに取り組むなど、町民の健康・体力の増進を図る。

①社会教育の基盤づくり

町民一人一人が豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって、あらゆる機会や場において学習することができ、その成果を適切に生かすことができる生涯学習社会の実現を図るため、関係部局や機関、NGO/NPO等が連携した体制づくりを推進する。

②自発的な学習活動の支援

地域における自発的な学習活動やボランティア活動を支援するなど、学習成果を適切に生かし地域社会づくりに参画できるよう、学びと実践が一体化した生涯学習を推進する。また、豊かな人間関係を築いていけるよう、幼児期からの多様な体験活動を提供するとともに、青少年の自立への意欲を高めるよう支援する。

③社会教育の指導者としての資質と実践的指導力

町民の生涯にわたる学習活動を支援するため、豊かな人間性を身に付け、社会教育の指導者としての専門的な資質と能力の向上に努める。

④生涯にわたるスポーツ活動

成人が週1回以上スポーツに親しむ機会を持つことをめざし、誰もがそれぞれの年齢や体力、技術、興味・関心に応じて、いつでも、どこでも、気軽にスポーツを楽しむことができる体制や環境を整備し、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現に努める。